

瓮(盆)(ホトギ)と瓮・缶(モタイ)に関する覚え書き

Comprehensive Memorandum about “Hotogi 瓮(盆)” and “Motai 瓮・缶”

ARAI Hideki

荒井秀規

はじめに

かつて筆者は、『延喜式研究』誌上で「延喜主計式の土器について」と題して、主計式に列挙される諸国貢納土器について、器種ごとに論じたことがある（以下、前稿とする⁽¹⁾）。その際、瓮と盆⁽¹⁾については、後考に委ねた部分が多かった。本稿では、両者の字体の異同を中心に問題点を再考していくが、まずはじめに、「瓮」と「盆」の字について確認しておくことにする。

すなわち、「盆」は「瓮」の異体同字で、ともに音はホン・ボン、訓はホトギ・ハチと読まれて、通用している。今日では「瓮」の字は普通は使用されないが、「盆」はボンと読んで、(a) 盂蘭盆供養いわゆる「お盆」の意味か、あるいは (b) 食器などを載せる平らな主に円形の器 (tray) の意味で使われている。

(a) に関しては、古代において、盂蘭盆経、盂蘭盆供養あるいは単に「盆供」のほか、血盆経、報恩奉盆経などの経典類でも「盆」と「瓮」が通用している。正倉院文書では、天平勝宝二年(七五〇)十二月二十三日造東寺司解に「盂蘭盆経二卷」[『大日本古文書』三卷471頁]とあり、一方、天平勝宝二年十二月二十九日写経所牒には「盂蘭盆経一卷」[三卷478頁]とある。『大日本古文書』(以下、『大日古』と略す)と略すことがあり、巻と頁は漢数字-アラビア数字で示す)にこの類は多出するが、おおかた原文書の文字に忠実で、全体としては「瓮」が多い。

さて、本稿が取りあげるのは、土器としての「盆」であるから (b) となるが、古代においては (b) の器は、「盤」である。すなわち、正倉院文書に見る「瓮」「盆」は、今日のように上に別の器類⁽²⁾かを載せる平たいおボンではなく、かなりの深さ(器高)のある器で、単品で機能し、盂蘭盆供養の供物の容器としても使われ、ボンではなくホトギ(はじめはホトキ。本稿では引用を除きホトギとする)と呼ばれていた。このホトギを意味する「盆」と「瓮」の二字は、『大日本古文書』では、もっぱら「瓮」が使われ、「盆」は2例のみである。この点、関根真隆氏は、『奈良朝食生活の研究』[吉川弘文館、一九六九年]の索引と『正倉院文書事項索引』[同、二〇〇一年]の両著で「瓮」71例(再録含む)と「小瓮」2例の『大日本古文書』の巻・頁を列挙するが、「盆」[『大日古』五-58]と「粥盆」[十五-441]は「瓮」のなかに数えられておらず、また「盆」として別に立項されてもいないことは注意を要する。⁽³⁾【表1】に正倉院文書の「瓮」・「盆」と「瓮」を『大日本古文書』から一覧化したので、以下参照されたい。

表1 正倉院文書の「瓮」・「盆」と「瓮」

通番	年次	西暦	『大日本古文書』の表記	巻-頁	(再録)	原典文字	正倉院文書	原本の所在等	瓮価格/並記土器ほか
1	天平十五年	743	瓮1口	8-216		瓮	正集45裏		水麻笥1口
2	天平十五年	743	瓮1口	24-242		瓮	続々修42-5		
3	天平勝宝三年	751	瓮2口	3-538		瓮	正集8裏		鍋2口
4	天平勝宝三年	751	瓮2口	3-509	11-522	瓮	小杉本 (絵仏師外三)	続々修38-2	鍋4口 叩戸1口
(5)	天平勝宝三年	751	瓮2口	11-522	3-509	瓮	続々修38-2		鍋4口 叩戸1口
6	天平勝宝三年	751	瓮1口	11-499		瓮	続修別集37		
7	天平勝宝四年	752	瓮6口<「返上4口」>	12-239		瓮	続々修44-2		
8	天平宝字二年	758	10文買瓮2口直	13-262		瓮	続々修43-6		5文
9	天平宝字二年	758	10文瓮1口直	13-279		瓮	続々修43-6		10文
10	天平宝字二年	758	瓮2口	13-293		瓮	続々修8-19		薪2荷 油1升 缶(漬露・滓醬)
11	天平宝字二年	758	10文瓮2口直<別5文>	13-342		瓮	続々修38-7		5文
12	天平宝字二年	758	瓮2口	13-345		瓮	続々修38-7		薪86荷 漬菜9缶 糟醬4缶
13	天平宝字二年	758	10文瓮1口直	13-349		瓮	続々修38-7		10文/枋3枝
14	天平宝字二年	758	14文瓮2口直	14-6		瓮	続々修43-8		7文/白米
15	天平宝字二年	758	12文瓮2口直	14-10		瓮	続々修43-8		6文/鍋2文
16●	天平宝字二年	758	6文瓮1口直	14-11		瓮	続々修43-8		6文
17	天平宝字二年	758	10文瓮2口直	14-12		瓮	続々修43-8		鍋1文
18	(天平宝字二年)	758	40文瓮7口直	14-15		瓮	続々修42-5		5.7文
19	天平宝字二年	758	瓮2口<直12文>	14-76		瓮	続々修44-5		6文/鍋2文
20●	天平宝字二年	758	瓮1口直銭6文<市>	14-77		瓮	続々修44-5		6文
21●	天平宝字二年	758	瓮2口直10文	14-78		瓮	続々修44-5		5文/鍋1文
22	天平宝字四年	760	16文瓮2口直	14-335		瓮	続々修43-15		8文/荒炭 薪
23	天平宝字四年	760	27文瓮5口直 <1口7文・4口別5文>	14-338		瓮	続々修43-15		5文・7文
24	(天平宝字四年)	760	43文瓮7口直(塗抹) <2別口8文>(塗抹) 27文瓮5 口直 <1口7文・4口別5文>	14-344		瓮	続々修43-15		5文・7文
25	天平宝字四年	760	瓮20口	14-426		瓮	続々修2-6		鍋4口
26	天平宝字四年	760	瓮6口	14-430		瓮	続々修2-6		缶2口
27	天平宝字五年	761	16文瓮1口直	4-535		瓮	史館本(六)	続々修 43-13	16文/竈戸12文 鍋2.5文
28	天平宝字五年	761	39文瓮4口直 <1口13文・3口別12文>	4-536	15-126	瓮	続修後集42 (旧51☆)		12文・13文/ 鍋3文・4文
(29)	天平宝字五年	761	39文瓮4口直 <1口13文・3口別12文>	15-126	4-536	瓮	続修後集42 (旧51☆)		12文・13文/ 鍋3文・4文
30■	天平宝字六年	762	盆10口	5-58		盆	続修後集28		
31	天平宝字六年	762	瓮20口	5-298	16-68	瓮	続々修4-7		釜2口(受5斗已下)
(32)	天平宝字六年	762	瓮20口	16-68	5-298	瓮	続々修4-7		釜2口(受5斗已下)
33	天平宝字六年	762	瓮20口	5-300		瓮	続修31		
34	天平宝字六年	762	瓮10口	5-311		瓮	続々修4-21		鍋8口 炭
35	天平宝字六年	762	瓮1口	15-315		瓮	続々修44-6		鍋4口・竈戸5口
36	天平宝字六年	762	134文買瓮12口直 <10口別5文・12口別7文>	5-323	16-98	瓮	小杉本(銭用帳)	続々修4-10	5文・7文/鍋3文
(37)	天平宝字六年	762	134文買瓮12口直 <10口別5文・12口別7文>	16-98	5-323	瓮	続々修4-10	小杉本 (銭用帳)	5文・7文/鍋3文
38▲	(天平宝字六年)	762	16文瓮1口直	5-373		▲	小杉本(雑三)	(原本は不明)	16文/竈戸12文 鍋2.5文/4-535と類似
39■	天平宝字六年	762	銭5文鎮祭料粥盆1口価	15-447		盆	続々修43-9		
40	天平宝字六年	762	12文瓮1口直	16-18		瓮	続々修10-6		12文/鍋6文 薪3荷

通番	年次	西暦	『大日本古文書』の表記	巻-頁	(再録)	原典文字	正倉院文書	原本の所在等	釜価格/並記土器ほか
41	(天平宝字六年)	762	50文買小釜10口直 <別5文>	16-83		小釜	続々修43-16		5文/白米
42	(天平宝字六年)	762	84文釜12口直 <口別7文>	16-84		釜	続々修43-16		7文
43	天平宝字六年	762	釜10口	16-107		釜	続々修4-21		胡麻油
44	天平宝字六年	762	釜22口	16-126		釜	続々修43-20		鍋4口
45	天平宝字六年	762	釜3口<破2口・残1口>	16-244		釜	続々修45-5		鍋17口・竈戸5口
46	天平宝字六年	762	217文買釜54口直 <1口5文・53口別4文>	16-296		釜	続修35		4文・5文
47	天平宝字七年	763	釜1口	5-440		釜	続修後集42 (旧51☆)裏		鍋2口・竈戸1口
48	天平宝字七年	763	204文釜32口直	16-380		釜	続々修4-12		6.4文/鍋2.5文
49▼	天平宝字八年	764	小分1口<8文>	16-479		(小分)	続修後集10		8文/小瓶 梗米 荒炭
50	天平宝字八年	764	20文釜2口直	16-487		釜	続々修43-10		10文/鍋6文 水塊7文
51	天平宝字八年	764	30釜3口直	16-496a		釜	続修別集10裏		10文/鍋6文 松・炭
52	天平宝字八年	764	釜5口	16-496b		釜	続修別集10裏		叩戸・中取・由加
53	天平宝字八年	764	24文釜1口直	16-536		釜	続々修4-16		24文/荒炭
54●	天平宝字八年	764	24文釜1口直	16-565		釜	続々修4-20		24文/荒炭
55	神護景雲四年	770	釜1口	6-53		釜	続修後集30		
56	神護景雲四年	770	300文釜2口直 <口別150文>	6-87		釜	続々修3-7	18-2の正文	150文/鍋50文・60文 小丸瓶60文
57	神護景雲四年	770	釜2口	6-102		釜	続々修3-7	18-18の正文	鍋2口 小丸瓶2口
58	神護景雲四年	770	300文釜2口直 <直別150文>	17-237		釜	続々修2-8		150文
59▼	神護景雲四年	770	260文貧(釜カ)2口直 <口別130文>	17-273		(貧)	続々修2-8		130文/鍋30文・40文
60	神護景雲四年	770	230文釜2口直 <口別115文>	17-284		釜	続々修2-8		115文
61	神護景雲四年	770	15文釜1口直	17-297		釜	続々修2-8		15文 新銭購入
62●	神護景雲四年	770	15文釜1口直	17-301		釜	続々修2-8		15文 新銭購入/ 鍋2文・3文
63	神護景雲四年	770	20文釜2口直 <口別10文>	17-304		釜	続々修2-8		10文 新銭購入
64●	神護景雲四年	770	60文釜5口直 <口別12文>	17-323		釜	続々修2-8		12文 新銭購入
65	神護景雲四年	770	24文釜2口直 <口別12文>	17-327		釜	続々修2-8		12文 新銭購入/ 鍋3文・4文
66	神護景雲四年	770	300文釜2口直 <口別150文>	18-2		釜	続々修39-1裏	6-87の草案	150文/鍋50文・60文 小丸瓶60文
67	神護景雲四年	770	釜2口	18-18		釜	続々修39-1裏	6-102の草案	鍋2口 小丸瓶2口
68	宝亀二年	771	釜4口 <買, 充料理供養所>	6-155		釜	続修後集35		鍋3口
69	宝亀二年	771	50文釜4口直 <2口別13文, 2口別12文>	6-175		釜	続修別集19		12文・13文
70	宝亀二年	771	釜4口	6-195		釜	続修別集19		鍋5口
71	宝亀二年	771	釜7口	6-244		釜	続修別集12裏 (表★)		鍋7口とも充料理 供養所, 薪710荷
72	宝亀三年	772	84文釜7口直<口別12文>	6-276	19-323	釜	小杉本 (雑用米銭)	続々修3-9	12文/鍋3文・4文
(73)	宝亀三年	772	84文釜7口直<口別12文>	19-323	6-276	釜	続々修3-9	小杉本 (雑用米銭)	12文/鍋3文・4文
74	宝亀三年	772	釜4口	6-387		釜	続修別集12裏 (表★)		鍋4口・土壺7合 缶6口
75	宝亀三年	772	釜4口<已上用盡>	6-459		釜	続修別集12表 (裏★)		鍋4口・土壺7合 缶6口

() 付き通番は再録による重複。() 付き年次は類収・附収文書。●「釜」につくる。■「盆」につくる [関根真隆氏の索引未収]。
▲原本不明のため字体未確認。▼「釜」の省画・誤字(「分」・「貧」)。
☆「続修後集」は一時期全五二巻に整理されたが、その後そこから九巻が「東南院文書」に移されたことで、第三七巻～第五二巻が第二八巻～第四三巻に訂正されている。ここでは『正倉院古文書影印集成』[八木書店]が依拠する訂正後の巻数を優先し、『大日本古文書』が依拠する旧巻数を()内に記した(注3参照)。★「続修別集」第十二巻は、『大日本古文書』と『正倉院文書目録』[東京大学出版会]・『正倉院古文書影印集成』とで表・裏が入れ替わる。ここでは後者を優先し、『大日本古文書』を()内に記した。

第一節 『延喜式』の「瓮」と「盆」

ホトギを意味する「瓮」と「盆」の字の通用は、「瓮」を主とし「盆」にも作るということで、問題はない。以下、とくに史料や刊本から引用する場合を除き、ホトギは「瓮」と記す。

検討すべきは、「瓮」・「盆」と「瓮」の異同である【図1】。『延喜式』の諸写本でも「瓮」・「盆」および「瓮」は混用されている。この件について、神道大系の『延喜式』上〔一九九一年〕は、四時祭式上10大宮売神条の「瓮」の校異注(46頁)に次のようにある。

瓮——「瓮」「瓮」「盆」字、諸本混用す。以下、底本のままとし、底本と異同ある場合のみ注記す。

これに対して、集英社刊行の訳註日本史料『延喜式』上〔二〇〇〇年。以下集英社本『延喜式』と呼ぶ〕では、四時祭式上9蘭韓神祭条の「瓮・鍋各十口」の校異註(40頁)に次のようにあって、「瓮」字については取り上げてはいない。

瓮 「瓮」ト同字ノ「盆」、コノ二字ヲ諸本混用ス。以下、底ノママトシ、一々注セズ。

この四時祭式上9蘭韓神祭条が集英社本の底本である国立歴史民俗博物館蔵土御門本(旧田中本)

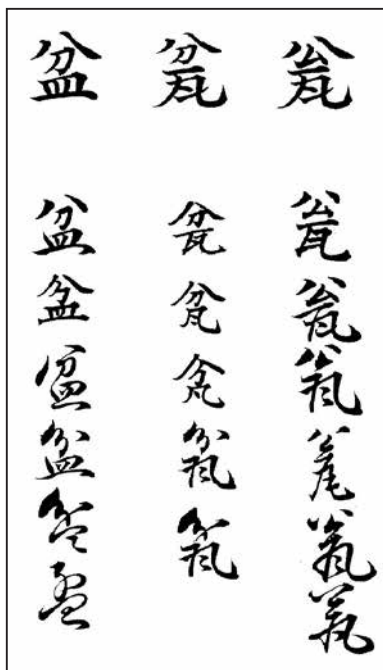


図1 「瓮」「瓮」「盆」の字

『延喜式』における「瓮」の初出で、一方、「盆」の初出は同じく四時祭式上の7春日祭条の「叩^{たた}盆^{いべ}四口・盆^{ほとぎ}六口」である。集英社本ではこちらには校異註はないが、7春日祭条の字が「盆」、9蘭韓神祭条の字が「瓮」であることは、九条家本『延喜式』のほか、ともに享保版本を底本とする国史大系〔新訂増補国史大系〕『延喜式』と神道大系『延喜式』も同じである。なお、集英社本における叩^{たた}盆^{いべ}と盆^{ほとぎ}の読みは、享保版本にも傍書される九条家本『延喜式』の四時祭式上7春日祭条の傍訓「太、いへ」「ホ止支^{ほとぎ}」を採用している。後掲するように『和名類聚抄』が引く『弁色立成』(養老期以前成立の日本の中国語白話辞書)は、「瓮」を「比良加」ともするが、『延喜式』古写本の傍訓にヒラカはほとんどない⁽⁴⁾。

一方、国史大系本ないし神道大系本の『延喜式』が「瓮」の字を採用する部分を、集英社本および九条家本・土御門本を含めて掲げたのが【表2】である。九条家本の字体は『九条家本延喜式』〔思文閣出版。二〇一八年末現在全五巻中

第四巻まで刊行〕と『同』未刊の第五巻部分は「e- 国宝」〔国立博物館所蔵国宝・重要文化財 WEB 画像データ〕、また土御門本の字体は『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書歴史編』〔臨川書店〕所収『延喜式』の影印より筆者が判断した。なお、覆瓮・覆盆子は、果物の木苺^{きいちこ}のことで、果実が瓮^{ほとぎ}を覆した形に似ていることから、その名がある。

神道大系本は、①内蔵式23 毎月御贖条の校異註で「瓮-底「盆」。九・閣によりて改む」(上巻637頁)として、底本である土御門本の「盆」を九条家本・内閣文庫本(慶長写本)によって「瓮」と改めている。この点は同じく享保版本を底本とする国史大系本の校異も同様である。ところが、九条家

表2 国史大系本ないし神道大系本が「瓮」の字を採用する『延喜式』条文

テキスト (底本)	国史大系本 (享保版本)	神道大系本 (享保版本)	集英社本 (土御門本)	九条家本	土御門本
①内蔵式23 毎月御贖条	盆⇒瓮	盆⇒瓮	瓮	瓮	瓮
②大膳式下54 貢進菓子条	覆瓮子	覆瓮子	覆瓮子	<欠損卷>	覆瓮子
③掃部式53 設座条	覆瓮	覆瓮	覆瓮	覆瓮	覆瓮*
④内膳式50 木器土器条	瓮	瓮	瓮	瓮	瓮

*「八」の下に「瓦」に作る。

本および土御門本では明らかに「瓮」に作られている。また、残る②～④三条について神道大系本は、校異なくして「瓮」とし、享保版本や国史大系本の「瓮」と相違するが、九条家本に伝存する③④二条は①同様に「瓮」とある。神道大系本と集英社本の校訂・監修者はともに虎尾俊哉氏であるが、集英社本の校異注では神道大系本の校異注にあった「瓮」への言及がない。すなわち、集英社本が「瓮」を校異の対象としない理由は、このあたりに所在するのであろう。憶測するに、オリジナルの『延喜式』では、ホトギの字は「瓮」ないしは「盆」に作られ、「瓮」の字はなかったと考えられるので、全体として「瓮」を採用していない集英社本の方針は妥当である。

本来、「瓮」は「甕」の異体字、音がモウ、訓がモタイ（モタヒ）であって、「瓮」・「盆」とは別字である。今日広く利用されている『広辞苑』第七版〔岩波書店、二〇一八年〕では、

もたい【瓮・甕】モタヒ

水や酒を入れる器。南海寄帰内法伝<平安後期点>「余<のこ>れる飯を即ち瓮<モタヒ>の中<うち>に覆し写<うつ>し」

とあるが、これとは別に

へ【瓮】

酒食を入れる容器。瓶<かめ>。もたい。万二〇「斎<いわい>—を床辺にすゑて」と万葉歌の斎瓮いはいべを引いている（< >は細字や双行の類。以下同じ）。

これは、〔もたい【瓮・甕】〕が本来で、〔へ【瓮】〕は「瓮」との混用が、通用しているものである。すなわち、昌泰年間（八九八～九〇一）以後成立の『新撰字鏡』には、

甕 <烏江反去，瓮・弥加>

瓮 <烏江反，三加>

瓮 盆 <同於浪反，保止支>

瓮 盆 <同輔連反，保止支>

甗 罇 甗 <三字毛太比>

とある。また、承平年間（九三一～九三八）以後成立の『和名類聚抄』には、

甕 楊雄方言云自関而東甕謂之甕 <烏貢反，字亦作瓮・甕，音烏莖反，字亦作甕，和名毛太非 >

盆 唐韻云盆 <蒲奔反，字亦作瓮，弁色立成云比良加，俗云保止岐 > 瓦器也，爾雅云

瓮謂之缶 <音不 > 兼名苑云盆一名孟 <音于 >

とあって、基本的には

モタイ 甕 = 瓮 = 毛太非・三加

ホトギ 盆 = 瓮 = 保止岐

である。

「瓮」が「へ」とも読まれることは、『日本書紀』神武天皇戊午年九月条に「嚴瓮, 此云_レ怡途背_レ」とある。また、『延喜式』では、叩瓮^{たたいべ}と叩戸^{たたいべ}（四時祭式上17平岡祭条ほか）、水瓮^{みずへ}と水戸^{みずへ}（臨時祭式2霹靂神祭条ほか）、手湯瓮^{てゆへ}と手湯戸^{てゆへ}（齋宮式14初齋院装束条ほか）が通用し、正倉院文書に散見する「叩戸」や新潟市の緒立C遺跡出土木簡に記されている「水戸」も同様である⁽⁵⁾。

そして、『万葉集』では、その最善本とされる鎌倉時代後期の西本願寺本に、「齋戸」（卷三379・420・443番、卷九1790番、卷十三3284番）、「忌戸」（卷十三3288番）、「伊波比倍」（卷十七3927番、卷二十4331番）、「以波比敵」（卷二十4393番）が見え、元暦校本・藍紙本ほか該当巻が伝存する平安中期・後期の古写本にもほぼ同じである。現行の『万葉集』の諸テキストはこれらのイハイベ⁽⁶⁾を「忌瓮」「齋瓮」と表記するが（一部に「齋甕」「齋瓶」）、本来は「忌瓮」「齋瓮」とすべきものである。「瓮」が「へ」と読まれるのは「瓮」との混用がその前提にあることを確認しておきたい⁽⁷⁾。

第二節 「瓮」の器形と用途

ここでは、瓮の器形と用途を大概しておく。詳細は前稿も参照されたい。

○器型

『延喜式』では、主計式下1畿内調条に瓮は一斗（今量はその四割五分程度）、2諸国調条には乳^ち（把手・輪の類）が着いた「着_レ乳瓮」が三斗、また、大嘗祭式18由加物条には一斗五升の瓮がある。【表1】のように正倉院文書でも、価格やその購入状況から、埒より高価で大型の破損しやすいものと考えられる⁽⁸⁾。

関根真隆『奈良朝食生活の研究』（前掲）は、『日本書紀』天武天皇十三年（六八四）十一月庚午条や『続日本紀』宝亀四年（七七三）五月辛丑条に隕石を「大如_レ瓮（盆）」と表現するのは円錐形を示すとして胴長の器と想定している⁽⁹⁾。しかし、その典拠例とも言うべき『漢書』天文志の「飛星大如_レ缶」や「大流星如_レ缶」のほか、後掲推古紀の「瓜。大如_レ缶」など、これらは大きさの喩えとして瓮や缶が引かれるのであって、器形を喩えているものではないから、瓮は必ずしも胴長ではない。木苺を「覆瓮子」に作ること、また『万葉集』卷三の伴坂上郎女の歌（379番）や卷十三の歌（3284番）に「齋戸（齋瓮）を齋ひ堀りす_レ」とあることを勘案すれば、瓮の器形として、広口で、底はやや尖り気味の丸底の「なべ」に近いものが想定される。そのことは、瓮の用途からも類推される。

○用途

養老軍防令7備戎具条の炊飯用の「銅瓮」、『延喜式』で造酒式11新嘗会直相条の「暖酒」用の瓮、同23年料条の「竈盎」などは、なかで火を焚くあるいは火に掛ける煮沸用の土師器で、内膳式9新嘗豊楽条には火蓋・松明・炭・薪と併記され、また主水式17供奉水部条に水部に正月三節のみ炭と瓮を給して五月・七月・九月の三節はそれを除くと明記することから、暖をとることに用いられたことがわかる。四時祭式・臨時祭式・大嘗祭式・齋宮式に多く見られる瓮も同様に使用

されたのであろう。また、『延喜式』祝詞式 28 出雲国造神賀条には「夜^渡如^二火盆^一光神」とあり、『政事要略』卷二八年中行事十二月上所引の御仏名に関わる蔵人式に「賜^二火櫃僧并王卿^一、但侍臣賜^二盆火^一」とあるのも暖を取るための盆である。

正倉院文書でも鍋や竈戸と並記されることが多く〔『大日古』五-440, 十六-244 ほか。表 1 参照〕、称徳天皇のために内裏におかれた奉写御執経所の「料理供養所」に鍋とともに購入された記録が散見する〔『同』六-154 ほか〕、また薪〔『同』六-244, 十三-292・345〕や炭〔『同』十一-498, 十八-564〕とともに購入されている例があるのは、その用途を示唆する。さらに、天理図書館卜部兼右本や図書寮本『日本書紀』允恭天皇四年九月条の盟神探湯に用いられた「探湯^{くがへ}盆」も、真福寺本『古事記』に「玖訶盆」とあるように、「盆」が本来である。

以上は、火に強い土師器の盆で、『延喜式』主計式下 1 畿内調条の大和国の贅^{にえはじ}土師^{ほとぎ}の盆^{てゆへ}と手湯盆や、53 備前国条・62 讃岐国条の土師器の盆に関係する。薪や炭を入れたり、火に掛けたりするのであるから、盆は深さのある広口のものでなければならない。盂蘭盆供養の盆供に盆が用いられるが、『今昔物語集』卷二四「七月十五日立盆女、読和歌語第四十九」に盆に綾の衣を入れて愛宕寺に納める話がある。広口でなければ収まらない。『うつほ物語』国譲・中で「しろかねのほとき」に練絹・唐綾などを入れているのも同じである。また、『宇治拾遺物語』下・卷十三の一六二「元輔落馬事」に落馬して冠が脱げて禿頭が露見してしまった清原元輔の頭を「ほときを^(鏡)かつたるよう」と揶揄している。盆が人頭のような形で高台などが無い丸底であったことを示唆する。新編日本古典文学全集『日本書紀』第三巻が前掲の天武天皇十三年十一月庚午条に挿図する「盆」の図は乳着きの盆の図として妥当であろう【図 2】。

その一方で、須恵器の盆もあり、主計式では、1 畿内調条に須恵器の水盆^{みずへ}・燼盆^{ほそくほとぎ}・叩盆^{たたいべ}、2 諸国調条に須恵器の盆^ち・燼盆^ち・乳着きの盆^ち・叩盆^ちが列挙され、53 備前国条・62 讃岐国条には「盆」のほかに「陶盆^{すゐのほとぎ}」が並記されるほか、66 筑前国条の盆も須恵器となる。また、主殿式 20 供奉年料条・主水式 8 大嘗会粥料条・主殿署式 1 年料条にも「陶盆」が見える。

図書式 3 御齋会条の「香水盆」、大膳式下 23 五月五日節料条の煮堅魚・腊・雑物を納める盆、左右近衛式 44 葉玉料条の雑花の「盛盆」などは須恵器であろう。また、主計式上 1 畿内調条と 2 諸国調条に須恵器に限定される「叩盆^{たたいべ}」の用途は、大膳式下 23 五月五日節料条に「納煮堅魚・腊・雑物」、典薬式 43 地黄煎条に「受絞汁」、同 44 供御乳条に「取乳料」、内膳式 23 年料条に「洗納泔料」とある。すなわち、煮沸具・暖房具としての土師器の盆、貯蔵用・運搬用の須恵器の盆と用途の別があった。

なお、正倉院文書には、この貯蔵用・運搬用の須恵器の盆が見られない。わずかに、「叩戸^{たたいべ}」(叩盆)に菹^{じらぎ}・賺^{ねぎ}・芹^{ふき}・瓜^{あずみ}・蒚^{あぢみ}・茄子などの漬物が容れられている例があるだけである〔『大日古』

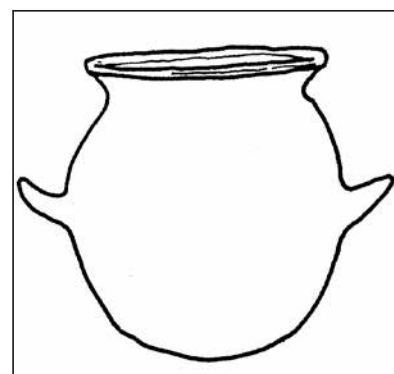


図 2 『日本書紀』挿図の「盆」(見取図)
(新編日本古典文学全集)

十一-352]。これは、「瓮」を記す史料が、もっぱら備品の破損や補充購入を示す史料群に偏っているからである。

第三節 正倉院文書および木簡の「瓮」・「瓮」

『延喜式』にしる『万葉集』にしる、いま我々が見ることができるのは、写本の類、さらにはそれを校訂した活字本である。やっかいなことは、「瓮」の字はJIS漢字水準2でJISコード・シフトJISコードがあるが、JIS漢字水準4の「瓮」の字にはそれがないことである。したがって、コンピューターなどで扱う際に「瓮」には汎用性がなく、活字本やWEB上では、単純な誤植のほか、意識的な代用、機械的な代用、あるいは無意識な転用や混用などが見受けられる。

たとえば、活字本の『平安遺文』の「瓮」の字は土器のホトギに限らず、ウラボンや地名呼称など含めて、CD-ROM版[東京堂出版、一九九八年]では「瓮」または「盆」となっている。ところがその際に、一例をあげるならば、永承二年(一〇四七)を端緒とする一連の大和国栄山寺寺領文書群で同じ田の呼称の文字が、「瓮」(三四一号栄山寺牒の「瓮口三百歩」<二巻487頁>ほか)と「盆」(三五九号栄山寺牒の「西邊瓮口百八十歩」<二巻500頁>ほか)とに分かれてしまっている。これは、電子データ打ち込み作業時の不統一もしくはミスであろう。同様なことは、栄山寺が所在する奈良県五條市の『五條市史』史料編(一九八七年)でも起きている。なお、栄山寺寺領文書は、現在、国立歴史民俗博物館の所蔵で、同館の小倉慈司氏より原文書ではすべて「瓮」の字であると御教示戴くとともに、筆者自身もご提供戴いた写真版で確認した。

一方、東京大学史料編纂所の<奈良時代古文書フルテキストデータベース>は、「史料編纂所データベース異体字同定一覧」で「盆」と「瓮」を同字として扱うと明記するように、「盆」と「瓮」のいずれで検索しても、孟蘭盆供養関連や人名の誤検出も含めて同じ検索結果の121点(上欄語句標出のみや再録頁を含む)が検出され、その表示される本文例示箇所は相違するが、いずれもその文字は「盆」とされている(二〇一八年七月末現在⁽¹²⁾)。

『万葉歌』の諸テキストの「斎瓮」「忌瓮」にしても、既述の『日本書紀』神武天皇戊午年九月条の「嚴瓮」、あるいは『古事記』孝靈天皇段や崇神天皇段の「忌瓮」を参考にして字を充てているに過ぎず、さらには、たとえば北野本『日本書紀』同条では「嚴瓮」、また平瓮を「平瓮」に作るように、『日本書紀』の写本間でも「瓮」と「瓮」は混用されている。

つまるところ、古代における「瓮」と「瓮」の異同を確認するには、一次史料の文字を探るほかはない。そこで、以下、奈良時代前後の文書や木簡、刻書・墨書土器を確認するが、結果を先に言うならば、管見の範囲では、一次史料はそのほとんどが「瓮」であって、「瓮」は数少ない。

既述したように『大日本古文書』はホトギは「瓮」に作るが、原典の写真版[八木書店刊『正倉院文書影印集成』、未刊の続々修は宮内庁作成の高橋写真マイクロ写真部複製]を確認すると、そのほとんどが「瓮」で、「盆」が2点(表1の■)、「瓮」と覚しきが6点(表1の●⁽¹³⁾)である。

特筆すべきは、天平宝字二年(七五八)の九月から十一月にかけての後金剛般若経料銭下充張[『大日古』十四-1~14。表1のNo.14~17]と後金剛般若経料雑物収納張[『同』十四-71~80。表1のNo.19~21]である。連日の備品記録のなかで「瓮」と「瓮」とに分かれるが、これは記録者の相違による。すなわち、それぞれ各日の末尾に当日の主典(安都雄足)や案主の自署があるが、主典の

自署は名の「雄足」または「雄」のみで、直前の「主典安都」あるいは「主典安都宿祢」は当日の記録者の筆である。その「安都」の字に注目すると、「瓮」(No. 14・15・17・19)に作る日は崩しのきつい「安都」, 「瓮」(No. 16・20・21)に作る日は楷書体の「安都」となっている。このことは案主の名にかかる「案主」二字についても同様である。つまり、字を崩し気味に書く記録者(甲)は「瓮」, 楷書体で書く記録者(乙)は「瓮」と書くわけで(NO.61と62, No.64と65でも同様), 奈良時代では、ホトギは「瓮」に書くのが一般的であるが、なかには「瓮」と書く人もいた。これは当時すでに通用していたというよりも、誤用であったと考える。

次に、木簡は、奈良国立文化財研究所のデータベース<木簡庫>で[二〇一八年七月末現在]、
「瓮」はJISコード・シフトJISコードがないためか、検索不能であるが、実は、「盆」で検出される29点のなかに「瓮」が含まれている。ただし、そのうち28点は中世・近世の木簡でいずれも盂蘭盆供養・盂蘭盆経や血盆経供養(水子供養)に関わるものである。古代のものは平城京左京二条二坊五坪出土の1点のみで、表面に

・泉坊進上覆瓮子一古
天平十九年五月十四日桑原新万呂

とある覆瓮子の荷札である〔裏面に文字無し。『木簡研究』12巻20頁参照〕。

表3 <木簡庫>で検出される「瓮」の字を含む木簡

①・〇土師女三人瓮造女二人雇人二□		
・〇受曾女九月六日三事□□(大嶋カ)		(『平城京』1-333)
② 木上進 焼米二瓮	阿支比 糞 右三種 稻米呂	八月八日忍海安万呂〇 (『平城京』1-188)
③・若翁大御弓直三文		
・瓮直二文受越万呂		(『平城京』2-1848)
④・〇進出物 椀一斛 茶一荷 鯛鮮一瓮		
・〇右三種 五月一日白鳥鎌足 少書吏		(『平城京』2-1724)
⑤・交易進	瓮七口 奈閑八口	油坏百冊三口
・ 右五十八物直銭十文	直丁末呂 稻積者腹急□在 隸□甲□替□弊	(『平城京』2-1723)
⑥・十月八日瓮直四文知若 ㄟ廿九日春日『二文』大書吏(ㄟは合点、『』は異筆)		
九月廿一日 嶋大国栗直用余銭廿七		
ㄟ大春日旦臣六文 ㄟ人功一文		
・ ㄟ即日釘直『三』文		ㄟ十月三日柏直二文
文 □□		
ㄟ廿二日薪直四文 廿三日丈部黒麻呂十文		(『木簡研究』11-14)
⑦ 瓮覆二盞		(『平城宮』6-10890)

一方、「瓮」は、[表3]の①～⑦の7点が検出される（①～⑥は長屋王家木簡、⑦は式部省東役所跡出土）。そうすると、文書ではもっぱら「瓮」、木簡では土器に限れば「瓮」のみとなるが、はたしてそうであろうか。前稿では、取りあげていない⑦を除き、残り①～⑥を報告書[『平城京木簡』]や木簡出土概報に従い「瓮」としたが、あらためて検討してみたい。

さて、それぞれを<木簡庫>が公開する写真および正報告書または概報掲載の写真で確認すると、先ず⑦は、明らかに「瓮」であって「瓮」ではない。<木簡庫>の説明欄には『平城宮木簡六 解説』[二〇〇四年]から「蓋は、ふた、おおいの意で、ここでは単位として用いている」と引かれている。この「瓮覆二蓋」は、^{ほとぎ} ^{ふた} ^{おおい}のほかに、『延喜式』織部式3雑織条の「白地覆^{いちごのにしき}瓮錦」、同掃部式53設座条の「黄地覆瓮錦表」を参照するに覆瓮模様の^{おおい}布の可能性もある。

次に②⑤⑥も「瓮」とすべきである。ちなみに、『改定新版 日本古代木簡字典』[八木書店、二〇一三年]に「分」は19例、「公」は20例、そして「瓮」が1例挙げられているが、その1例が②である。「分」・「公」と比較すれば、②⑤⑥は「瓮」であることがわかる。そして、③は、写真に不鮮明で判断に窮するが、表面の「若翁」の「翁」と比べると「瓮」よりは「瓮」に近い。長屋王家木簡には「若翁」の例が多いので、「瓦」の上が「公」か、「分」かの判断の参考となる。「翁」の上部はいずれも明らかに「公」であって「分」との混乱はない。

残る①④は確かに「瓮」のようである。ただし、①の「瓮」は、「土師女三人」に対する「瓮造女二人」であるから、土師器に対して須恵器一般を指している。また、④は運搬の単位を示す「瓮」である。正倉院文書の煮沸用または暖房用の「瓮」にはこの用例はない。荷札木簡の文字であるがゆえの用例であり、むしろ「醬捌斛伍斗盛甌壹拾参口<四各受一斛、九各受五斗>、末醬貳斛盛甌四口甌<口別受五斗>」[『大日古』一-453. 隠岐国正税帳]、「末醬二甌<七斗七升>、酢一甌<二斗三升>、醬滓四甌<一石四斗>、漬菜八<落七缶二石一斗、筋一缶三斗>」[十三-254]などのほか、『延喜式』では「雑魚鮓一百缶」(大嘗祭式31卯日条)、「煮塩年魚五缶」(内膳式42年料御贄条)、「清酒五缶<各受三斗>」(臨時祭式11鎮新宮地祭条)などに通じるもので、この④の「瓮」は『延喜式』の「缶」にあたるものであろう。奈良国立文化財研究所編『長屋王邸宅と木簡』[吉川弘文館、一九九一年]は①の「瓮」をミカと読むが、私見としては、①と④は須恵器で「缶」に通じる「瓮」、他は⑦を留保しつつ土師器のホトギの意味で「瓮」と理解する。前稿では、①～⑥を「瓮」の字であることを前提に「ホトギではなくモタイ」としたが、ここに訂正する。

かくして、正倉院文書と木簡の同時代史料において、文書ではほとんど「瓮」であるが、木簡は全て「瓮」という不自然さが払拭された。

第四節 金石文の「瓮」

正倉院文書や木簡以外で、「瓮」の第一次史料として、先ず取りあげなければならないのは、飛鳥石神遺跡(奈良県明日香村)の「瓮五十戸」と刻書された七世紀末の須恵器長胴壺である[図3]⁽¹⁴⁾。

この「瓮」は土器の器種名ではなく、「ホトギ五十戸」という当該須恵器の製作・貢納元を指す。『和名類聚抄』に該当郷名がないことから、発見当初はその比定地は不明であったが、その後、平成十二年(二〇〇〇)に愛知県長久手町(現長久手市)の区画整理事業の事前試掘調査で、市ヶ洞1号窯(長久手市長湫字市ヶ洞)から「瓮五十戸」と刻まれた甕の破片が発掘されて以後、同窯及び

近くの丁子田^{ちょうしだ}1号窯(旧市ケ洞2号窯)から「瓮」⁽¹⁵⁾「瓮五十戸」と刻まれた七世紀後半の須恵器が複数出土し、⁽¹⁶⁾【図4】、さらにその市ケ洞1号窯から三〇〇メートルほど北の名古屋市名東区猪高町上社井堀の通称カマカス山からも「瓮」と刻書された陶片が複数採取されていたことから、長久手市南西部～名古屋市名東区近辺が尾張山田郡のホトギ郷とされ、飛鳥石神遺跡の「瓮五十戸」銘須恵器は同郷から運ばれたものであると判明した。その他、名古屋市の尾張元興寺跡をふくめてホトギ郷に関わる「瓮」刻書銘須恵器は【表4】のとおりである。なお、器名・年代は『愛知県史資料編4』[考古4, 二〇一〇年]による(報告書は(5)を甕, (7)を壺とする)。先述したように、これらの「瓮」は五十戸名もしくは郷名



図3 飛鳥石神遺跡の「瓮五十戸」銘須恵器

表4 ホトギ郷に関わる「瓮」刻書銘須恵器

	積文	出土地点	器種	年代
(1)	尾治瓮五十戸黒麻呂	丁子田1号窯	須恵器 甕	7世紀後半
(2)	瓮	丁子田1号窯	須恵器 甕	7世紀後半
(3)	瓮五十戸佐加之	市ケ洞1号窯	須恵器 甕	7世紀後半
(4)	瓮	市ケ洞1号窯	須恵器 すり鉢	7世紀後半
(5)	瓮五十	市ケ洞1号窯	須恵器 壺	7世紀後半
(6)	瓮人カ口	市ケ洞1号窯	須恵器 甕	7世紀後半
(7)	瓮人小口之	市ケ洞1号窯	須恵器 甕	7世紀後半
(8)	瓮止己皮	市ケ洞1号窯	須恵器 無台杯	7世紀後半
(9)	瓮	市ケ洞1号窯	須恵器 壺	7世紀後半
(10)	(瓮五十)戸人佐加之 ()内は類推	市ケ洞1号窯	須恵器 甕	7世紀後半
(11)	瓮(5点)	名古屋市名東区猪高町 (カマカス山表採)	須恵器 短頸壺	8世紀後半
(12)	瓮	尾張元興寺跡 (名古屋市中区)	須恵器 鉢	8世紀後半

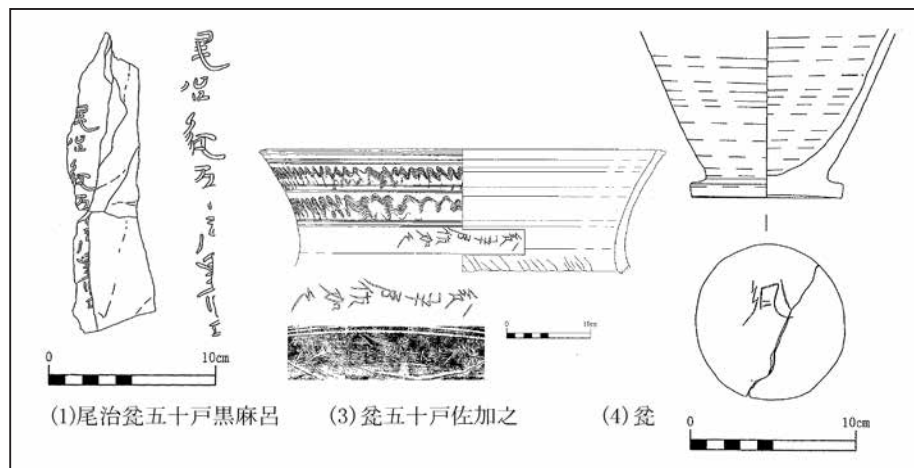


図4 丁子田1号窯と市ケ洞1号窯の「瓮」刻書銘須恵器の例

であって、刻書されている土器の器種名称ではないが、飛鳥の都城に須恵器を貢納する専門の人間集団あるいは特産地名称として、土器を意味するホトギをそこに冠したものである。したがって、間接的になるが、当時の土器の器種名としては「瓮」が普通で「瓮」は希少であることの一つの証左ともなる。ところが、これらの「瓮」銘刻書須恵器の字は「瓮」と解説（あるいは誤植や字体事情による代用）されることもあるので、個々に再確認の必要がある。

これに対して、器種名をそのまま記しているのは、京都市の京都大学北部構内遺跡から出土した十世紀中頃のものとして推定されている土師器甕の「瓮」銘墨書である【図5】。その器形は先に示した新編日本古典文学全集『日本書紀』第三巻の挿図（【図11】）とも一致する。

一方、「瓮」の例が【図6】で、神奈川県平塚市の相模国府推定域内の真土六ノ城遺跡から出土した墨書土器である。住居址や掘立柱建物跡から出土した三点の土師器の小片で、時期は不明であるが「瓮」らしき墨書がある。土師器坏の体部外面に記されたもので、明確なものは一点、残り二

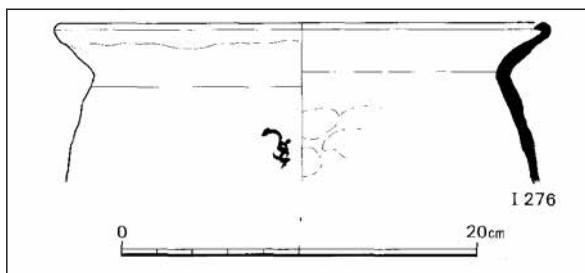


図5 京都大学北部構内遺跡の「瓮」銘土師器

点は残画からの推定で、前者の一点は「瓮」の下にもう一字あるが不明である⁽¹⁹⁾。また、大阪府茨木市総持寺遺跡から出土した七世紀末～八世紀初頭の須恵器甕の頸部小破片外面に「調□」と焼成前のヘラ書きがあり、大阪府教育委員会『総持寺遺跡Ⅱ』[二〇〇七年]は二文字目を残画から「瓮」と推定している⁽²⁰⁾。今後の完形土器による類例の出土に期待したい。

ほかに、奈良県明日香村の飛鳥池遺跡の第93次調査で、体部外面に「□瓮玉入」と墨書された土師器の「深鍋」[『奈良国立文化財研究所年報』1999-IIの表記]が土坑より出土しているが、報告[同書]に実測図・写真がなく、確認できない。

なお、土器名ではないが、熊本県宇城市の肥後国浄水寺古碑群のひとつの天長三年（八二六）銘寺領碑に「孟蘭瓮會料四段」「□瓮會料之代」と刻まれている。関連書籍の碑文釈文のなかには、この部分を「瓮」とするものがあるが、筆者の実見（二〇〇五年三月）によれば「瓮」と刻まれている。

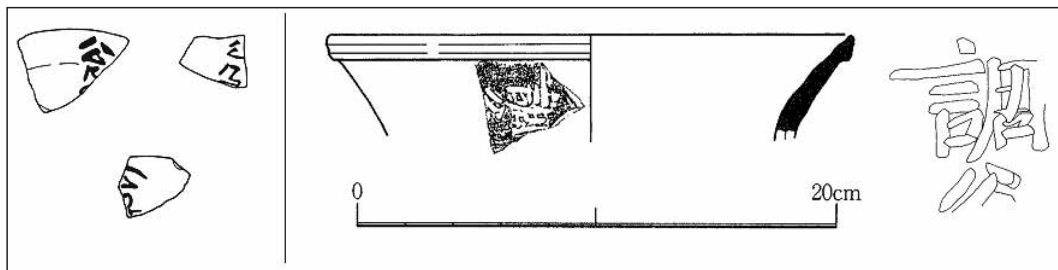


図6 「瓮」の銘のある土器

（左、平塚市真土六ノ城遺跡・土師器。右、茨木市総持寺遺跡・須恵器）

第五節 缶について

ホトギには、「瓮」「盆」のほかに「缶」の字もあり、『広辞苑』[第七版]の「ほとぎ」の項は、次の通りである。また、漢字の部首で「缶」はホトギ偏と呼ばれているので、今日ではホトギの漢字は、むしろ「缶」がはじめに想起されることが多いのではなからうか。

ほとぎ【缶】(古くは清音)

①酒や水などを入れた、胴が太く口の小さい土器。南海寄帰内法伝<平安後期点>「余れる飯<いい>を即ち瓮<ホトキ>の中に覆<くつがえ>し写し」

②湯殿で産湯に用いた甕<かめ>。栄華物語(初花)「御一に入る」

一・へん【缶偏】漢字の偏の一種。「缺」「罅」などの偏の「缶」の称。

見出しで「缶」の字を挙げながら、引用では「瓮」の例を出し、しかもその用例にあげられた唐の義浄の旅行記『南海寄帰内法伝』は、第一節に前掲した「もたひ」の項にも引用されているが、そこでは「瓮<モタヒ>」と記されていることが、このホトギをめぐる字体の混乱を如実に示している。⁽²¹⁾この点は現在の最も詳細・最大の国語辞典である『日本国語大辞典』[第二版、小学館、二〇〇〇～〇二年]も同様で、「ほとぎ」の項で「缶」の字をあげ、「もたい」の項に「瓮」・「甕」・「罅」の字が並ぶ。

十一～十二世紀成立の『類聚名義抄』僧中に「盆 ホトキ ヒラカ」,「缶 ホトキ」とあり、平安末期成立、鎌倉時代増補の十卷本『伊呂波字類抄』でも「ホトキ」の項に「缶」「瓮」「盂」「盆」の字が並ぶ。しかし、『延喜式』では「缶」と「瓮」が並記される条文が主計式下1畿内調条・2諸国調条のほかにも多くあるので、『延喜式』の「缶」はホトギではない。

正倉院文書も同様で、「瓮」と「缶」(字体としては「缶」または「甕」。本稿では「缶」に統一する)が並記される例は少なくない[『大日古』六-387~388・459, 十三-293・345, 十四-430など。【表1】参照]。古代において、「缶」と「瓮」は別の土器である。

『和名類聚抄』が「盆」について、「爾雅云瓮謂之缶<音不>」とするので、〔盆(瓮) = 缶〕ともなるが、そもそも『爾雅』積器には「甕謂之缶」とあり、狩谷椋斎の『箋注和名類聚抄』[一八八三年]が指摘するように不審である。次節でふれるように、中国の^フ缶と正倉院文書の^{ほとぎ}「瓮」は別であり、かつその^{ほとぎ}瓮はモタイ(瓮・甕)の一種である日本の「缶」とも別である。

一方、関根真隆氏は、『和名類聚抄』が引く『弁色立成』が「盆」を「比良加」とすることなどから、奈良時代に「缶」は⁽²²⁾ヒラカと読まれていたとした。

はたして、「缶」の読みは揺れが大きい。「缶」は、『和名類聚抄』に立項されておらず、『類聚名義抄』僧中にはホトキとあるが、『新撰字鏡』には「甕」がモタヒと読まれている。また、『伊呂波字類抄』を見ると

ホトキ 缶<亦作缶> 瓮<亦作缶> 盂 盆<已上同>

モタヒ 甕<モタヒ亦作瓮> ……缶 盆 罅 罍 盂<飲器也> 甕<已上同>

とあるなど、「缶」をヒラカと読むことは一般的ではない。

「缶」の読みについて、集英社本『延喜式』では、監修者の虎尾俊哉氏と筆者が協議して、九条家本『延喜式』の傍訓をもとに「瓮」をホトギ、「缶」をモタイと読むことにした経緯がある。⁽²³⁾また、正倉

院文書では、天平宝字二年（七五八）の食料雑物納帳に「漬菜八匳< 落七缶二石一斗，筋一缶三斗>」
[[大日古] 十三-254]とあって、「缶」が第一節でみた『新撰字鏡』がモタヒとする「匳」の略体字
であるとわかる。

また、皇學館大学神道研究所編『訓読・註釈 踐祚大嘗祭儀』[思文閣出版、二〇一二年]は、『延
喜式』大嘗祭式17雑器条と関連する『(貞観)儀式』卷二・三・四(踐祚大嘗祭儀上・中・下)の「缶」
について、「瓮」と同じとして、『類聚名義抄』や一条家本『延喜式』四時祭式下7相嘗太詔戸社の
缶の傍訓を根拠に「ほとき」と読んでいる。

【表5】のように、『延喜式』大嘗祭式と『儀式』踐祚大嘗祭儀に列举される各国貢納の大嘗祭の祭
器のなかで瓮、缶、比良加を比較すると、缶と比良加は別であるが、瓮(盆)が缶に入れ替わって
いる箇所もある。しかし、缶と瓮は器形と用途が相違するので、土器器種の代替とは考えがたく、
これは文字面の問題であろう。すなわち、私見は、[缶 = 瓮 = モタイ]であるから、『儀式』卷四で、
『儀式』卷二や『延喜式』大嘗祭式の「缶」に対応している尾張国の「瓮」と備前国の「盆」は本
来は「瓮」であったと憶測する。また、阿波国貢進の年魚と蒜英根合漬の容器は「瓮」と「缶」が
使われているが、この「瓮」も本来は「瓮」であったと考えられる⁽²⁴⁾。

『延喜式』諸写本でも、「瓮」のうち須恵器であるものは、本来は「瓮」であったと考える余地が
ある。ただし、その場合には並記されることになる「瓮」と「缶」との異同が問題となる。目下の所、
オリジナルの『延喜式』に「瓮」の字はないとするのが穏当であろう。

表5 『延喜式』大嘗祭式と『儀式』の大嘗祭祭器と由加物の比較(瓮・缶・比良加)

貢納国	大嘗祭式17雑器条 大嘗祭式18由加物条	儀式卷二(踐祚大嘗祭儀上) 供神雑器と幣物	儀式卷四(踐祚大嘗祭儀下) 応造新器
河内国	湯盆 16口 比良加 30口	湯盆 16口 比良加 30口	御手の湯盆 16口 大比良加 30口
和泉国	叩盆 6口	叩盆 6口	叩戸 6口
尾張国	缶 50口 盆 10口	缶 50口 盆 10口	瓮 50口* 甗 10口*
備前国	水盆 30口 缶 30口	水瓮 30口* 缶 30口	水戸 30口 盆 30口
淡路国	瓮 20口 比良加 100口 埴 200口	瓮 20口 比良加 100口 埴 200口	瓮 10口 比良加 50口 壺 100口
阿波国	年魚 15缶 蒜の英根の合漬 15缶	年魚 15缶 蒜の英根合漬 15缶	年魚 7瓮半 蒜の根并へ 7瓮半

『延喜式』は集英社本、『儀式』は『訓読・註釈 踐祚大嘗祭儀』(底本は天保五年版本)により、振り仮名はそれ
ぞれによる(集英社本は振り仮名なきもあり)。

※神道大系本『儀式』(底本は天保五年版本)は「瓮」に作り「盆イ」と傍注する。諸本「盆」が多い。

*「瓮」50口は卷二の「缶」50口に対応する。「甗」10口は水瓮(水戸)として卷二の「盆」10口に対応する。

第六節 瓮の器形と用途

第二節にならない、瓮の器形と用途をまとめておく。

○器型

『延喜式』主計式下1畿内調条に五斗の瓮と径六寸の瓮の蓋があり、ほかに造酒式10新嘗白黒酒料条の「酒一石<均入二瓮>」も五斗、大膳式上3鎮魂条に五升の瓮、造酒式20大原野神祭条と内膳式45参河国保夜条に三斗の瓮があり、また内膳式42年料御贄条には計算上で二斗三升から六升となる瓮が数種ある。

1畿内調条と2諸国調条で、瓮は土師器と須恵器があるが、瓮は須恵器に限られる。他式の条文中に「土瓮」「陶瓮」の別がままあるが、「土瓮」「陶瓮」が見られないのもそのためである。造酒式ほかの瓮も須恵器であろう。⁽²⁵⁾

『日本書紀』推古天皇二十五年六月条で出雲国が「於神戸郡有瓜。大如瓮」と報告するのは瓜がとくに大きかったからであるが、それでも瓮は一石から五石（今量はその四割五分程度）の同じ須恵器である由加・瓠・罍に比べれば小型となる。容量五斗に対して蓋が径六寸であるならば、胴に対して口はかなり狭い。主殿式20供奉年料条に「乳瓮四口 覆布四条<各一尺>」とあるのも覆布の寸法から推測するに口径はかなり小さい。『箋注和名類聚抄』の「盆」の項も引く唐の顔師古の『急就篇注』に「瓮・盆・盎一類のみ。瓮、即ち盎なり。大き腹にして斂口。盆、則ち斂底にして寛上」とあるように、瓮は胴が広く口が狭く、盆（盆）は底が狭く口が広い相違がある。瓮の器形は、後掲の用途からしても、平安京出土土器では【図7】のようなものではなかろうか。

なお、一部に、瓮の説明として、後漢の許慎の『説文解字』が瓮を「瓦器なり。酒漿を盛るる所以なり。秦人、之を鼓ちて以て譟を節す。象形」とすることをあげるものがある。これは『和名類聚抄』が「盆」の項で「爾雅云瓮謂之瓮<音不>」とする中国の「瓮」で、金森得水『本朝陶器攷證』[一八九四年]以降、『大漢和辞典』のほか近年の『角川新字源』[改訂新版、二〇一七年]にいたる各種漢和辞典類の「瓮」の項に、清の乾隆帝勅撰『西清古鑑』[清宮廷所蔵の古銅器などの図鑑。一七四九年成立]の「周素瓮」の図が例示されることが多い【図8】。しかし、その「瓮」は、本稿で論じている日本の「瓮」とは別である。

また、『和名類聚抄』には、水器(釣瓶)として、「罐 唐韻云罐<音貫、楊氏漢語抄云都流閉>汲水器也」

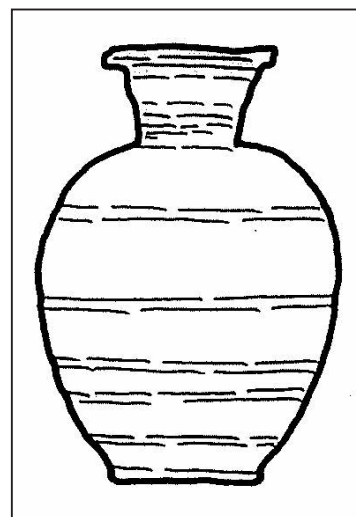
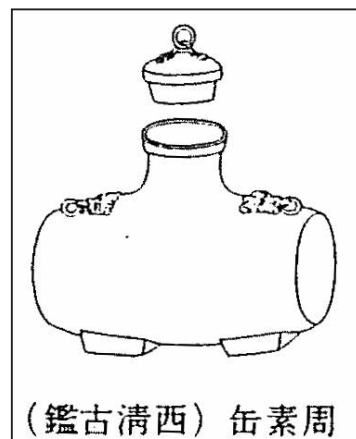


図7 「瓮」の器形想定図
(平安京出土土器見取り図)



(鑑古清西) 瓮素周

図8 『西清古鑑』の「瓮」
(『大漢和辞典』掲載)

が載る。この「^{カン}罐」の字は略字体の「^{カン}缶」が常用されるが、その「^{カン}缶」と「^{モタイ}甕」の略字体の「^{モタイ}甕」は別である。さらに、今日では、「缶詰」や「ブリキ缶」の「缶」は、英語の can の和訳に「^{モタイ}罐」の略字体の「^{カン}缶」を充てたもので、土器ではないなど、ますます煩雑な事態となっている。

○用途

『延喜式』では四時祭式上・下ほか諸式に散見し、酒・水のほか大嘗祭式 18 由加物条に年魚・蒜英根合漬、同 31 卯日条に雑魚鮓・雑魚・菜、民部式下 63 交易雑物条に煮塩年魚・^{コシアブラ}金漆、大膳式上 8 園韓神雑給料条と主殿式 1 春祭料条に雑鮓、内膳式 23 年料条に醬・雑醬漬物・雑滓漬物を納め、同 42 御贄条では鮓鮓・鮓鮓・腸漬鮓・耳腐鮓・鮓年魚・^{ヒヅ}氷頭・煮塩年魚、内子鮓年魚・鯛醬・穴醢・蒜房漬を缶で貢納し、計算上は一缶当たり三二～四九斤（この一斤は一八〇匁＝約 670g）を納め、同 45 参河国保夜条に腸漬鮓、主膳式 3 年料条に漿（米の煮汁）を納めている。また、主殿式 20 供奉年料条と主殿署式 1 年料条に「乳缶」が見える。

また、六国史を見れば、『続日本紀』では天平勝宝八年（七五六）十月癸卯条の「雑菜一千缶」、天平宝字四年（七六〇）閏四月丁亥条の「蜜缶一缶」、宝龜八年（七七七）五月癸酉条の「金漆一缶、漆一缶、海石榴油一缶」、『続日本後紀』では嘉祥二年（八四九）十月癸卯条の「缶四百口＜酒・魚・菜等＞」と同年十一月壬申条の酒八十缶、魚・菜各卅缶、また『日本三代実録』仁和二年（八八六）正月二十日庚子条の「酒六十缶、魚六十缶、菜六十缶」がある。

様々なものの容器に用いられ、正倉院文書では、『延喜式』・六国史での受容物に加えて末醬・漬菜（^{フキ}蕨・^{アズキ}筋）・荏油 [『大日古』十三-254] のほか酢 [『同』十四-56]、醬瓜・醬漬茄子 [『同』十四-216] などが加わり、都城出土の荷札木簡にも平城宮・京跡から酒 [平城宮跡出土木簡概報 3。以下、城と略す。『平城京木簡』2-2278]、酒・菜 [城 21]、鮓耳漬 [城 22]、漬瓜 [城 24]、^{アチ}阿遲 [城 28]、『平城京木簡』2-3274]、茄子 [城 29]、年魚 [城 30]、醬瓜 [城 31] など、長岡京跡から雑鮓 [『木簡研究』17-41]・酒 [『長岡京木簡』1-252] などの例があり、貯蔵のほか貢納、運搬に用いられるのがその特徴である。

とくに、天平九年（七三七）但馬国正税帳に難波宮造管雇民の食料として鮓五斛を担夫二十八人で運ぶのに「盛缶壹拾肆口＜一十三口別、納三斗六升、一口、納三斗二升、缶別充担夫二人＞」 [『大日古』二-65] とあって、缶を人担で運搬していることがわかる。缶別に担夫二人とあるが、缶一口を交替で担いだのではなく、^{オウゴ}枋（天秤棒）などに吊るして両端を二人で担いだのであろう。また、『延喜式』主殿式 20 供奉年料条の「乳缶」は、牛乳用の缶とする説 [黒川真頼『工藝志料』平凡社東洋文庫、一九七六年] は当たらず、主計式下 1 畿内調条の「着^チ乳甕」同様に乳（把手・輪の類）が着いた缶で、蓋をして、乳に繩紐を掛けて、枋に結んだのである。造酒式 16 園韓神祭料には、缶とともに「缶絡結料」の黒葛が書き上げられている。

以上は、『広辞苑』の「ほとぎ」の説明の①「酒や水などを入れた、胴が太く口の小さい土器」にあたる。これは、本稿の立場で言えば、口の広い「^{ほとぎ}甕」ではなく、口が狭い「^{もたい}缶」の説明である。次に、説明の②「湯殿で産湯に用いた甕＜かめ＞」はどうであろうか。『広辞苑』はその例として、『栄花物語』（初花）をあげるが、その当該記事が参考にしたとされるのが『紫式部日記』である。ただし、その諸テキストには、ほとぎに充てる漢字をめぐる混乱がある。節をかえて、そのことを

確認したい。

第七節 『紫式部日記』の「ほとぎ」

『紫式部日記』は、寛弘五年（一〇〇八）九月十一日誕生^{あつひと}の敦成親王（後一条天皇）の「御湯殿の儀」（湯殿始^{ゆどのはじめ}）について取りあげるなかで、女官二人（清子命婦と播磨）が産湯を取り次いで、水で薄めつつ適温にし、係の女房二人（大木工と馬）が御湯殿の儀の規定数の十六口のホトギに汲み入れて、余れば湯槽⁽²⁶⁾に入れることを、

きよいこの命婦・はりまとりつぎてうめつつ、女房二人おほもく・むまくみわたして、御ほとぎ十六にあまれはいる。

と記している。

上記は、『紫式部日記』の最善本とされる黒川本（宮内庁書陵部蔵黒川真道旧蔵本。一五三二年没の伏見宮邦高親王筆者本系の近世中期写本）の影印本〔笠間書院『紫日記』上、一九八八年〕を典拠として、筆者が句読点・並列点を適宜振ったものであるが、そこには平仮名で「ほとぎ」とある。また、黒川本ともどもテキストの底本として採用される群書類従本にも同じく平仮名で「ほとぎ」とある。

ところが、現在、一般に利用されている諸テキストには、この「ほとぎ」の平仮名に「瓮」または「瓮」の漢字を充てるものが多い〔表6〕。

表6 『紫式部日記』敦成親王御湯殿の儀の「ほとぎ」の表記

テキスト	刊行年	校訂者	表記	底本
日本古典文学大系（岩波書店）	1958	池田亀鑑・秋山虔	瓮	群書類従本
紫式部日記全註釈（角川書店）	1971	萩谷朴	瓮	黒川本
日本古典文学全集（小学館）	1971	中野幸一	ほとぎ	黒川本
新潮日本古典集成（新潮社）	1980	山本利達	瓮	黒川本
新日本古典文学大系（岩波書店）	1989	伊藤博	ほとぎ	黒川本
新編日本古典文学全集（小学館）	1994	中野幸一	ほとぎ	黒川本
講談社学術文庫（講談社）	2002	宮崎荘平	瓮	黒川本
角川ソフィア文庫（KADOKAWA）	2010	山本淳子	瓮	黒川本
正訳紫式部日記（勉誠出版）	2018	中野幸一	瓮	黒川本

敦成親王の御湯殿の儀は、『紫式部日記』を参照した『栄花物語』巻八「初花」にも詳しい。『栄花物語』は、最善本とされる写本が梅沢本（旧三条西家本、現九州国立博物館蔵。十三世紀）であり、やはり平仮名で「ほとぎ」とある。それを、日本古典文学大系『栄花物語』上〔岩波書店、松村博・山中裕、一九六四年〕は、次のように「瓮」に作る（振り仮名のある漢字は底本に平仮名であったもの）。

みづしふたり^{みづしふたり}うるはしく装束^{そうぞう}きて、とりい^{とりい}れつゝむめて御瓮^{ほとぎ}に入る。十六の御瓮^{ほとぎ}なり。

また、同じく梅沢本を底本とするテキストでは、岩波文庫『栄花物語』中巻〔三条西公正。一九三二年〕と松村博司『栄花物語全注釈』第二巻〔角川書店、一九八五年〕が「瓮」に作り、一方、新編日本古典文学全集『栄花物語』第一巻〔小学館、山中裕ほか、一九九五年〕は「瓮」に作る。

このように、平仮名で「ほとき」とあるものを校訂者が意図的に「瓮」や「瓮」の漢字を充てるが、そこには「瓮」と「瓮」の二字の無意識な混用がうかがえる。⁽²⁷⁾

さて、『紫式部日記』にもどれば、既述のように基本的には〔甕 = 瓮 = モタイ〕、〔盆 = 瓮 = ホトギ〕であるから、御湯殿の儀の「ほとき」に漢字を充てるならば、「瓮」とすべきであり、『栄花物語』も同じである。⁽²⁸⁾

このことにふれるのは、萩谷朴『紫式部日記全註釈』上巻〔角川書店、一九七一年〕で、日本古典文学大系や先行する関係論考が「ほとき」を「瓮」とすることを否定して、「瓮」を採用している。そして、その「瓮」の器形について、「底の深い瓦器の^{かめ}缶（振り仮名は萩谷）」であり「盆とも書く」、なかに入れた「湯の温度がさめにくいように、腹がふくらんで口の小さい瓦器すなわち瓮を用いた」。これに対して「瓮」は、「モタヒと訓んで瓮（ホトギ）とは異なる大きな土器」（括弧内は萩谷）としている。

さて、萩谷氏は「瓮」を「底の深い」、「口の小さい」「^{かめ}缶（振り仮名は萩谷）」とした。この器形は、『延喜式』では煮沸用・暖房用の口が広い土師器の「瓮」とは異なり、貯蔵・運搬用の須恵器の「瓮」もしくは同じく須恵器の「缶」にあたる。

一方、土師器で特に湯を入れるものとして手湯瓮がある。四時祭式上 24 神今食条ほか『延喜式』諸式に同数の手洗（盤）とセットで散見し、その上で手湯瓮のお湯を柄杓で汲んで手に掛けた。器形については、主計式上 1 畿内調条に土師器で「径六寸、受一斗」のほか、主膳式 3 年料条に「手湯戸一口 < 口闊九寸・底闊一尺一寸・腹径一尺九寸・深一尺三寸 >」が載る。また、内匠式 6 漆器条によれば手湯瓮には蓋が着くが、なかのお湯を冷まさないためのものである。

主膳式 3 年料条の手湯瓮は、底径が記されるから一般的な瓮のような丸底ではなく、また口径のほかに「腹径」とあるから、肩が張る器形ではなく胴部は膨らみがある球形のものとなる。一尺 29.7cm（和銅六年制）で換算すれば、およそ口径 26.7cm、底径 32.7cm、腹径 56.4cm、器高から

高台を除く深さが 38.6cm 程度で、腹径が口径の倍以上でかつ器高よりも幅がある。各数値の比率を採用すれば、【図 9】のような口広底狭の考古学呼称で言う短頸壺となる。

『広辞苑』が「ほとき」項の②としてあげる「湯殿で産湯に用いた甕 < かめ >」とは、この手湯瓮のような器形であろうか。

なお、主膳式に載る手湯瓮の容量は、計算上約 50 リットル（古代量で約六斗。古代一升 = 今量 0.45 升で換算）を超える。これは、女房二人で扱えるものではないし、赤子の産湯に六斗の「ほとき」十六口分もの湯を用いたとも考えられない。御湯殿の儀の「ほと



図 9 主膳式 3 年料条の手湯瓮想定図

き」は、主計式1畿内調条の口径六寸(17.8cm)、容量一斗(今量8.1リットル)程度のものであったと考えるが、いずれにしても、その「ほとき」の器形は、丸底の底部より口が広い土師器の瓮ではなく、平底の底部より口が狭い須恵器の瓮であった。なお、土器の手湯瓮は、主計式上1畿内調条と10河内国条に河内国産の土師器が載り、四時祭式上24神今食条にも「土手湯瓮二口」とあるので、土師器が主と考えられる。しかし、主膳式3年料条に「陶由加二口、手湯戸一口」とある「陶」が「手湯戸」にまで掛かる可能性がある。御湯殿の儀の「ほとき」も土師器か須恵器か、検討の余地があるが、目下の私見は須恵器としておく。

第八節 『常陸国風土記』のほとぎとひらか

最後に前節とは逆に、漢字の「瓮」をどう読むかの混乱を『常陸国風土記』から挙げておきたい。すなわち、『常陸国風土記』の那賀郡茨城里くれふしやまの晡時臥山説話の記事で、蛇神(雷神)が宿った杯・瓮(盆)・甕が記されている。

茨城うばらきの里さと。此より北に高き丘あり。名を晡時臥くれふしの山やまといふ。古老ふるおきなのいへらく、兄あにと妹おとと二人ふたりありき。兄あにの名は努賀毗古ぬかびこ、妹おとの名は努賀毗咩ぬかびめといふ。時に、妹おと、室むろにありしに、人あり、姓名を知らず。常に就て求婚つわきよぼひ、夜来りて昼去りぬ。遂に夫婦かへと成りて、一夕つひをひとめに懐妊なめり。産むべき月ひとよほらに至りて、終つひちいに小へみさき蛇うを生めり。(中略)

是に、母ははと伯えぢと驚おどろき奇あやしみ、心こころに神の子ならむと挟おもひ、即すなはち、淨きよき①杯つきに盛もりて、壇うたなを設けて安置まつけり。一夜ひとよの間に、已ほどに②杯つきの中に満みちぬ。更また、③瓮ひらかに易かへて置まつけば、亦また、④瓮ひらかの内に満みちぬ。かかかること三四みつよたびして、器うつものを用もちるあへず。(中略)

決別わかるる時に臨のぞみて、怒怨いかりに勝たへず、伯父うぢを震殺ふりころして天あめに昇のぼらむとする時に、母おどろ驚動おどろきて、⑤盆ひらかを取りて投げ触なてければ、子なえ昇のぼらず。因りて、此このの峯のぼに留とどまりき。盛もりし⑥瓮ひらかと⑦甕みかとは、今いまも片岡かたおかの村あに存このすまり。其の子孫ここのすま、社やしろを立て祭まつりを致いたし、相あいつ続つぎて絶あえず。

上記は、(ア)日本古典文学大系本[秋本吉郎、一九五八年。底本はA大東急記念文庫蔵松下見林自筆本]の読み下しと振り仮名を掲げたが、「瓮」と「盆」はともにヒラカの振り仮名がある。また、①～⑦の漢字と振り仮名は、(イ)新編日本古典文学全集本[植垣節也、一九九七年。底本は戦災で焼失した水戸彰考館本を写したB茨城県立歴史館蔵菅政友本]も同じである。また、同じくB菅本を底本とする(ウ)山川出版『風土記』[沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉、二〇一六年]と(エ)角川ソフィア文庫[中村啓信、二〇一五年]も②を「坏つき」と作るほかは、同じである。

一方、底本をとくに定めない(オ)講談社学術文庫[秋本吉徳、二〇〇一年。初出は一九七九年]の現代語訳は③④を「瓮」、⑤を「盆」、⑥と⑦をあわせて「瓮甕」としていて、③④の「瓮」と⑤の「盆」を別にすることが注目される。

これらと大きく異なるのは、(カ)岩波文庫[武田祐吉、一九三七年。底本はC天保十年西野宣明校訂版本[『訂正常陸国風土記』]とD武田祐吉所蔵本(現國學院大學蔵)ほか]で、①②は「杯」、③④⑤は「瓮」、⑥と⑦をあわせて「瓮甕」としている。また、(キ)日本古典全書本[久松潜一、一九五九年、朝日新聞社]もC西野本を底本とし、①②「杯」、③④「瓮」、⑤「盆」、⑥⑦「瓮甕」

とする。そのC西野本そのものは、(ク)日本古典全集〔『古風土記集』下、一九二六年〕に複製印刷が所収されているが、そこには①②「杯」、③「瓮^{みか}」(振り仮名有り)、④⑤「瓮」、⑥⑦「瓮^{みか}」(または⑥「瓮」⑦「甕」に分かれる意か)とある。

そのほかでは、(ケ)『茨城県史料 古代編』[茨城県、飯田瑞穂。一九六八年]がB菅本を底本とするが、振り仮名は振っていない。以上をまとめると、【表7】になる。

では、あらためてこれら諸テキストの底本を確認すると、【表8】となる。この点、林崎治恵『風土記本文の復元的研究』[汲古書院、二〇一八年]が、A松下見林自筆本、B菅政友本、C西野宣明校訂版本、D武田祐吉旧蔵本〔國學院大學蔵〕の四本を各行ごとに並記しているのが至便である。

煩雑になるので①②の「杯(杯)」(さかづき)と「坏(かわらけ)の異同は論ぜず、③~⑦を⁽²⁹⁾確認していくことにする。

すなわち、⑤はC西野本以外はいずれも「益」に作るが、A松下本に「益カ」の傍注があり、諸テキストでは「益」が多く採用されている。先に見たように、『新撰字鏡』、『和名類聚抄』とも「瓮」=「益」とすることを考慮すれば、③④⑤いずれも同じ瓮(益)の意ともなるが、C西野本以外が③④と⑤の字形を変えていることを重視すれば、講談社学術文庫本が③④を「瓮^{みか}」として「醸酒に用いた大きなかめをいう」とし、かつ⑤を「益^{みか}」として「祭祀用の素焼きの皿状容器と思われる。

表7 諸テキストにおける嘯時臥山説話(『常陸国風土記』)の土器

テキスト・刊行年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	③④と⑤	底本
(ア)日本古典文学大系 1958	つき杯	つき杯	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	字体相違	A松下本
(イ)新編日本古典文学全集 1997	つき杯	つき杯	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	字体相違	B菅本
(ウ)山川出版本 2016	つき杯	つき坏	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	字体相違	B菅本
(エ)角川ソフィア文庫 2015	つき杯	つき坏	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	字体相違	B菅本
(オ)講談社学術文庫 2001(初出1979)	つき杯	つき杯	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	器種相違	---
(カ)岩波文庫 1937	つき杯	つき杯	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか} で統一	C西野本
(キ)日本古典全書 1959	つき杯	つき杯	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	瓮 ^{みか}	器種相違	C西野本
(ク)日本古典全集(西野本複製) 1926	杯	杯	瓮 ^{みか}	瓮	瓮	瓮	瓮 ^{みか} (瓮・甕)	瓮 ^{みか} で統一	C西野本
(ケ)茨城県史料 1968	杯	杯	瓮	瓮	瓮	瓮	瓮 ^{みか} (瓮・甕)	瓮 ^{みか} で統一	B菅本

表8 写本・版本における嘯時臥山説話(『常陸国風土記』)の土器

写本・版本	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
A松下見林自筆本	杯	杯	瓮	瓮	益益カ	瓮	甕
B菅政友本	杯	杯	瓮	瓮	益	瓮	甕
C西野宣明校訂版本	杯	杯	瓮	瓮	瓮	瓮	甕
D武田祐吉旧蔵本	杯	杯	瓮	瓮	益	瓮	甕

土器にある種の呪力があると信じられていたのであろう」と両者を区別するのは有効である。ただし、③④「瓮」について続けて「あるいは「ひらか」と訓んで、皿または盆に似た容器とするか」とも記し、⑤「盆」と同じとする余地を残している。これに対して、③④「瓮」と⑤「盆」ともに「ひらか」と読んで同じとするのが、日本古典文学大系本や新編日本古典文学全集本である。ただし、後者は、③④「瓮」について「平たい皿・盆に似た容器」としながらも続けて「時には甕のような深い容器もいう」として、「瓮」をミカ（甕）とみる可能性を残している。この点、日本古典文学大系本も③④「瓮」について「平たい皿様の容器。杯よりも容量の大きいもの」として、単に平たい皿としていないのは、ミカのような容量を求めているからである。

さて、『和名類聚抄』は盆について「唐韻云盆<蒲奔反，字亦作瓮，弁色立成云比良加，俗云保止岐>瓦器也」とするが、一般にヒラカは今日に至るまで、『日本書紀』神武即位前紀戊午年九月条の「天平瓮八十枚<平瓮，此云毘邈介>」のように「平瓮」と書く神供え用の浅い皿（平たいミカ）を指し、『延喜式』でも大嘗祭式18由加物条に淡路国産の「瓮廿口<各一斗五升>，比良加一百口<各受一斗>」が併記されるように、「比良加=平瓮」と瓮は別である。晡時臥山説話では、蛇神が「杯」に溢れたので「瓮」に取り替えたのであるから、「瓮」は「杯」より容量が多くなければならない。すなわち、「瓮」はヒラカよりも大きい容器となり、その訓はヒラカではなくホトギとすべきとなる。岩波文庫が、③④をともに「瓮」とするB菅本・Dを底本にしなが、それを「瓮」と校訂した理由はこの点を勘案したのであろうが、字を「瓮」に変えるのではなく、そのまま「瓮」をホトギと読めばよい。第一節でふれた『新撰字鏡』や『和名類聚抄』の「保止岐」をそのまま採用すればよいわけである。そして、「此かること三四して、器を用るあへず」とあるから、「瓮」でも用が足りなくなり、より大きな甕を用いたのであるから、⑥・⑦には「瓮」・「甕」と並記されていると考えるべきである。

以上、『常陸国風土記』の漢字「瓮」をヒラカと読む現行の諸テキストは、同時代の正倉院文書や木簡および須恵器に刻まれる「瓮」をホトギと読むことから、再検討の余地がある。第二節で紹介した隕石の大きさに喩えられる「瓮」を、日本古典文学大系本『日本書紀』（天武天皇十三年十一月庚午条）や日本新古典文学大系本『続日本紀』（宝亀四年五月辛丑条）が「ほとぎ」と振り仮名しているように、『常陸国風土記』の「瓮」もホトギと読むべきである。

おわりに

「瓮」・「盆」と「瓮」，そして「缶」について，行論が煩雑，多岐にわたったので，最後に要点をまとめておく。

- (1) ホトギを意味する「瓮」と「盆」は通用するが，奈良時代前後には正倉院文書，木簡，刻書土器などではもっぱら「瓮」が使われる。
- (2) 「瓮」（「盆」）と「瓮」は土器の器種が違い，字も別であるが，混用しながら通用し，「瓮」の字の読みも含めて，諸史料（『紫式部日記』・『常陸国風土記』ほか）の写本，版本，活字本に混乱がある。
- (3) 正倉院文書では，『大日本古文書』が「瓮」とする文字のなかにも「瓮」の字が僅かにあるが，それらは貯蔵用・運搬用の須恵器の「瓮」ではなく，煮沸用・暖房用の土師器の「瓮」

の誤用と考えられる。

- (4) 木簡の釈文で「瓮」とされている文字は、「瓮」と訂正すべきものが少なくない。木簡では、「瓮」と「瓮」の別があったと考えられる。
- (5) ホトギには「缶」の字もあるが、正倉院文書や『延喜式』では「瓮」と「缶」が並記されるので、その缶はホトギではなく、モタイ（甕・瓮）である。
- (6) 「瓮」には、煮沸用具・暖房用具の土師器の瓮と、貯蔵用・運搬用の須恵器の瓮があり、後者の用途・器形は須恵器の「瓮」・「缶」と通じる。
- (7) 土師器の「瓮」は丸底広口、須恵器の「瓮」や「缶」は壺型の口狭の器形が想定される。
- (8) 日本の「缶」は、中国の「缶」と混用されて説明されることがあるが、「缶」の字は「甗」の略字体である。また、「罐」の略字体として常用されている「缶」^{カン}とも相違する。
- (9) 『紫式部日記』ほかに見る御湯殿の儀の「ほとき」は、手湯瓮のような口狭の器形で、須恵器と考えられる。
- (10) 『常陸国風土記』の「瓮」は、ヒラカでなくホトギである。

以上、ホトギの内容を検討するには、諸テキストの底本たる写本、版本のみならず、正倉院文書、木簡、刻書・墨書土器など一次資料の探査と文字の確認が必要であるが、さらに、韓国の土器や文字資料にも留意したい。

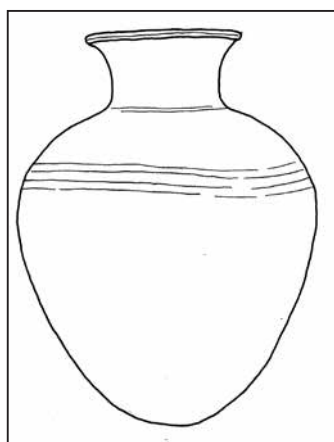


図10 雁鴨池の「瓮」銘土器の器形（見取図）

たとえば、慶州市の雁鴨池出土の甕（器高147.0cm、腹径57.0cm）の頸部に縦書きで「十口八瓮」と刻まれている【図10】。この「十口八瓮」については、(Ⅰ)十人の家族が冬を乗り切るには八個の甕が必要であるという「十口之家八瓮過冬」を示す、または(Ⅱ)それほどの多量な食物が容れられる瓮であるという喩えとする理解が韓国にあるが、これに対して(Ⅲ)「口」は「石」の省画、また「八」も「入」で、「十石入瓮」の文字通り十石の甕であるとする理解がある⁽³⁰⁾。Ⅱ・Ⅲならば朝鮮半島における「瓮」器種の実例となる。

また、木簡では、同じく雁鴨池出土のものに「月三日作□（鹿か）醢（醢か）瓮附」、「南瓮汲上汁十三斗」、(a面)「辛番洗宅□（鹿か）□（獐か）瓮一品仲上」(b面)「□遣急使□（條か・牒か）高城醢（醢か）缶」、(a面)「庚午年五月十六日」(b面)「辛番猪助史缶」などがある⁽³²⁾。そのほか、『문자, 그이후-한국고대문자전（文字,その後-韓国古代文字展）』[韓国国立中央博物館,二〇一一年。ハングル]によれば、ソウル市峨嵋山の紅蓮峰高句麗堡壘遺跡から「官瓮」と刻書された土器が出土している。日韓ともに、出土資料の類例追加が鶴首して待たれる。

註

- (1)——荒井秀規「延喜主計式の土器について」(上・下)『延喜式研究』二〇・二一, 二〇〇四・〇五年。
- (2)——「瓮」の71例は72点で(『大日古』十七-496に2点), 「貧」(十七-273)に「(瓮か)」の傍訓がある例を含む。また, 「小瓮」2例のうち1例は「小分」(十六-479)とあり, 上欄に「小瓮」と標出されている。
- (3)——「盆」[『大日古』五-58]は天平宝字六年(七六二)正月十六日石山寺奉写大般若所雜物注文中, その原文書を『大日本古文書』は「続修後集三七」とする。これは内務省博物館[浅草文庫]により, 続修後集が全五二巻に整理された時期の巻数である。その後, そこから九巻が「東南院文書」の混入として戻されたことで, 第三七巻～第五二巻が第二八巻～第四三巻へと通巻番号の訂正振り直しが行われた。『大日本古文書』とその公開データベースである東京大学史料編纂所<奈良時代古文書フルテキストデータベース>, および大阪市立大学<正倉院文書データベース(SOMODA)>は訂正前の「東南院文書」をも含む巻数を採用している。これに対して, 続修後集(表・裏)の影印版である八木書店刊行の『正倉院古文書影印集成』九～十一巻[一九九五～九七年]は振り直し後の巻数を採用しているので, 比較する際に注意を要する。本稿は, 『正倉院古文書影印集成』によるが, それによればこの雜物注文の原文書は, 「続修後集二八」となる。また, 続修別集第十二巻は, 『大日本古文書』と『正倉院古文書影印集成』とで, 表・裏が逆となっている。
- (4)——四時祭式下7相嘗太詔戸条の「水瓮」と臨時祭式2霹靂神祭条の「瓮」の一条家本傍訓と, 踐祚大嘗祭式17雜器条の「大手洗瓮」の九条家本傍訓がいずれもヒラカとしている。
- (5)——黒埼町教育委員会『緒立C遺跡発掘調査報告書』[一九九四年]。「甕一廻六水戸四甕二……酒杯九十」と土器が列挙される木簡が出土している。黒埼町は後に新潟市と合併し, 現在は新潟市域となる。
- (6)——万葉歌4393番は, 元暦校本『万葉集』と『類聚古集』に「以波比婉」に作る。
- (7)——斎瓮祭祀については, 拙稿「文献に見る須恵器」[『季刊考古学』一四二, 二〇一八年]を参照されたい。また, 万葉集古写本の字体は, 万葉集校本データベース作成委員会(委員長坂本信幸奈良女子大学文学部教授)「WEB版万葉集校本データベース」および本文前出「e-「国宝」WEB画像データ」を参照した。
- (8)——小林行雄・原口正三「古器名考証」[『世界陶磁全集』一, 河出書房新社, 一九五八年], 関根真隆氏『奈良朝食生活の研究』[吉川弘文館, 一九六九年]参照。
- (9)——『続日本紀』宝亀七年二月甲子条に「有_二流星_一, 其大如_レ盆」とあるが, 『続日本紀』のテキストとして一般的である新日本古典文学大系本『続日本紀』第四巻は底本(蓬左文庫本)の『蓋』を採用し, 校異で「盆」を紹介する。
- (10)——『万葉集』における斎瓮の表記例については, 前掲拙稿「文献に見る須恵器」を参照されたい。
- (11)——検出される「若倭部益国」は『大日本古文書』の活字本では「若倭部益国」(『大日古』十一-19・31, 十七-507・同標出), 「盆鹿王」は「益鹿王」(二五-付録87)であって, この5点は「盆」ではない。また, 「益田繩手」(十五-460)が「盆」および「瓮」で検出されてしまう。
- (12)——「瓮」で一件だけ検出される宝亀元年九月二十九日奉写一切経用度文案は, 本文に「三百文瓮二口直」(『大日古』十八-2)とある箇所の上部の標出語句であって本文ではない。また, 検索はされないが, 天平宝字八年三月類取の上山寺悔過所銭用帳の「小分一口」の「分」に「(瓮)」と傍注がある(十六-479)。ただし, その上部の標出欄には「小瓮」とある。
- (13)——正倉院文書ではないが, 「大安寺伽藍縁起并流記資財帳」も, その「盃蘭盆」(『大日古』二-637など四ヶ所)は原典ではいずれも「瓮」に作る。『寧楽遺文』中巻では, 「瓮」1ヶ所と「盆」3ヶ所とに分かれ, 他方『大安寺町史』[一九八六年]の史料編など「瓮」に作るテキストもある。寺院資財帳の文字については, 松田和晃『索引対照 古代資財帳集成 奈良期』[ずさわ書店, 二〇〇一年]を参照されたい。
- (14)——奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』十六, 一九八六年。
- (15)——長久手町教育委員会・瀬戸市文化振興財団『丁子田窯跡・市ヶ洞1号窯跡』二〇〇七年, 同委員会『丁子田窯跡・市ヶ洞1号窯跡発掘調査報告書』[平成19年度長久手町郷土資料室特別展図録, 同年]。
- (16)——梶山勝「新収資料から名古屋市名東区猪高町上社井掘出土資料」[『名古屋市博物館だより』一三九, 二〇〇一年], また, 名古屋市立博物館『尾張のやきもの(古代・中世)』二〇一三年, 参照。
- (17)——①名古屋市教育委員会『名古屋市中区 尾張元

興寺跡発掘調査報告書」[一九九四年]、②巽 淳一郎「古代の焼物調納制に関する研究」[森 郁夫先生還暦記念論文集『瓦衣千年』真陽社、一九九九年]、③同『記号・文字・印を刻した須恵器の集成』[奈良国立文化財研究所、二〇〇〇年]、④名古屋市立博物館『尾張のやきもの(古代・中世)』[二〇一三年]、⑤同館『文字のチカラ』[二〇一四年]などは「瓮」とし、⑤はホトギと振り仮名している。

(18)——京都大学農学部構内遺跡調査会ほか『京都大学構内遺跡調査研究年報1994年度』、一九九八年。

(19)——平塚市教育委員会『真土六ノ域遺跡』2[平塚市埋蔵文化財シリーズ3]、一九八七年。

(20)——山上弘「調」刻字土器とその意味」[『総持寺遺跡Ⅱ』大阪府教育委員会、二〇〇七年]。

(21)——『広辞苑』第七版別冊付録の『漢字小辞典』では、「フ」音項で「缶」を「ほとぎ」と読むとともに、「ホン」音項で「瓮」を「へ・ほとぎ」、「ボン」音項で「盆」を「ひらか・ほとぎ・ほに」と読んでいる。

(22)——関根真隆前掲『奈良朝食生活の研究』388頁。なお、『皇大神宮儀式帳』陶器作内人条の「缶十二口」が別本(新校群書類従本)では「天比良加」とあることもその根拠とするが、当該部は「缶十二口、天比良加十二口」と並記されているのを群書本では「天比良加十二口」が脱しているのであって、関根氏に何らかの誤解がある。

(23)——九条家本『延喜式』が「缶」に「モタヒ」と傍訓するのは、四時祭式上6 鳴雷神祭条・7 春日祭条、四時祭式下35 相管葛木鴨社条、伊勢大神宮式11 月次祭条(モタキ)、大嘗祭式31 卯日条、宮内式26 神祇官贖料条、内膳式23 年料条であり、また九条家本別本(乙本)では大嘗祭式17 雑器条である。そのほか、伊勢大神宮式12 大神宮神嘗祭条と大嘗祭式17 雑器条の「甕」に「モタヒ」、兵部式84 南海道駅馬条の「甕井」に「モタヒキ」とある。

(24)——『儀式』と成立年代が近い弘仁三年(八一二)十一月十三日最澄の空海弟子智泉宛て書状(『伝教大師消息』)の進上物について、『平安遺文』(八巻3271頁)は「糖二小瓮<一瓮供三宝料、一瓮供阿闍梨料>」とするが、高木神元『空海と最澄の手紙』[法蔵館、一九九九年]の翻刻は「^{あめ}糖二小瓮<一瓮供三宝料、一瓮供阿闍梨料>」とする。この消息の原本は伝わらず、

写本であるのが如何ともし難いところではあるが、この例も本来は「瓮」であったのではなかろうか。

(25)——『儀式』巻三に大膳職製作の「缶」と「土師缶」が並記されているので、『延喜式』以外では土師器の缶もあった。

(26)——「御ほとき十六にあまればいる」の解釈は諸説あるが、益田勝実「瓮十六にあまればいる」[<東京都鶴川村大蔵安全寺>日本文学史研究会編『論叢紫式部日記』、謄写版、一九五二年。後、津本信博編『日記文学研究叢書』第八巻に所収書全体が収録。クレス出版、二〇〇六年]の解釈が有力で、本稿もそれに従う。「ほとき」を十六口用いることは、他の御湯殿の儀でも同様である。

(27)——『うつほ物語』も煩雑で、吹上・上の「十石入るばかりのへ」を日本古典文学大系本は「瓶」に作るが、新古典文学全集本は「瓮」に作る。また、散見する「ほとき」を日本古典文学大系本は「瓮」、新古典文学全集本は「瓮」とし、その一方で孟蘭盆供養の「ほに」は両本とも「盆」に作る。

(28)——敦成親王の御湯殿の儀は書陵部蔵伏見宮家本『御産部類記』不知記にも載るが、「瓮」とある。また、宮内序篇『皇室制度史料 儀制 誕生三』[吉川弘文館、二〇〇九年]「湯殿始の儀」は、諸史料とも「瓮」に作る。

(29)——B 菅政友本・D 武田祐吉旧蔵本は①を「杯」に作るが、手偏と木偏は紛らわしく、正倉院文書でも通用もされているので、「杯」の意として問題は無い。そのほか、杯と坏については、前稿を参照されたい。

(30)——大韓民国国立慶州博物館『文字로은新羅』[二〇〇二年]の展示品解説(ハングル)。

(31)——国立歴史民俗博物館『文字がつなぐ』[二〇一四年]の展示品解説[153頁。杉本一樹氏]、橋本繁「慶州・雁鴨池木簡と新羅の内廷」[『韓国古代木簡の研究』吉川弘文館、二〇一四年]。

(32)——釈文は、国立扶余博物館『국간(木簡)』[二〇〇九年、ハングル]及び注(31)橋本論考などを参照した。「醢」(酒器名)は「醢」(食品名。ひしお)の誤字とされている。

※ 図3は註(14)概報、図4は註(15)報告書、図5は註(18)、図6は年報(19)・(20)報告書の積図を編集したものの。

(藤沢市役所生涯学習部郷土歴史課、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(2018年9月18日受付、2019年2月6日審査終了)